様式第２０

事業継続力強化計画に係る認定申請書

　　202■年　　■月　　■日

中部経済産業局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　　　所　　■県■市■町■

　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　　　 称 　 有限会社　■

代表者の役職及び氏名　　代表取締役　■■　■■

　中小企業等経営強化法第50条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

１　名称等

業者氏名は

代表者の役職名及び氏名　　代表取締役　■■　■■

資本金又は出資の額　　　■万円 　　　　　 常時使用する従業員の数　　　■名

業種　　　06：総合工事業

法人番号　　　■　　　　　　 　　　 設立年月日　　 　■年■月■日

２　事業継続力強化の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要 | 　当社の従業員数は■名と当地域では中規模の建設・土木業者である。地域の建設関係に数多く携わり、また従業員は当地域内が多いので、地域の雇用とともに、生活基盤の安定および経済の活性化にも貢献している。　当社が早急に復旧しないと、地域の顧客や関連する建設会社にも影響が出る。またパート従業員もおり、地域の雇用にも影響が出る。 |
| 事業継続力強化に取り組む目的 | 下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。1.自然災害、感染症発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。2.業務の早期再開を図ることで、自社の経営を維持し、従業員の雇用を守る。3.地域社会の安全に貢献する。 |
| 事業活動に影響を与える自然災害等の想定 | 当社の事業拠点は■県■町にあり、近隣地域での感染者が増加している状況を鑑みると、新型コロナウイルス感染症等の拡大による影響が想定される。また、当所在地は、今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率が、■.■％（J-SHIS地図参照）。当該地震による津波は想定されていない。(国土交通省ハザードマップ参照) |
| 自然災害等の発生が事業活動に与える影響 | 　想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは、震度６弱の地震による震災及び、感染症の感染拡大の影響であり、その被害想定は下記の通り。（人員に関する影響）　営業時間中に地震が発生した場合、事務所内設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。　感染症流行期においては、本人または家族への感染等により出勤できなくなる従業員が複数発生する。　これら被害が事業活動に与える影響として、従業員が専属で担当していた業務や顧客に関する引き継ぎが滞り、顧客に迷惑をかけることなどが想定される。（建物・設備に関する影響）地震が発生した場合、建物の倒壊やガラス、照明、配管、機械設備、電力供給設備等について、震度6弱以上の耐震対策が完了していないため、損傷することが想定される。　感染症流行期には、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなることにより、従業員の感染拡大を防ぐことができなくなる。従業員が感染した場合、工事が一時的に停止すること等が考えられる。（資金繰りに関する影響）　資金繰りについては、工事の停止によって営業収入が得られないことから、運転資金がひっ迫するおそれ。地震が発生した場合は混乱も大きく、売掛金回収や買掛金の支払いも滞りが生じる。　感染症流行期には、感染拡大防止の観点から、工事の中断・中止により売上の減少が想定される。　これら被害が事業活動に与える影響として、売上が減少する一方、固定費等の支出が増加し資金繰りが悪化することが想定される。（情報に関する影響）　地震により、コンピューターに保存されている受注情報や設計情報、協力業者の情報などが消失することが想定される。感染症による在宅勤務の実施時に、従業員の自宅パソコンから重要情報が漏洩し、取引先への信用を失う等の影響が想定される。（その他の影響）　取引先の被災や交通機関への影響により、建築資材や建築設備の調達が難しくなる場合がある。これが事業活動に与える影響として、顧客の希望工期に間に合わなくなる場合が想定される。 |

３　事業継続力強化の内容

（１）自然災害等が発生した場合における対応手順

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 初動対応の内容 | 発災後の対応時期 | 事前対策の内容 |
| １ | 人命の安全確保 | 従業員の避難方法 | 発災直後／国内感染者発生後 | 震災・安全エリア及び避難経路を従業員に周知し、災害発生から避難までの手順の書面化を検討する。・安全エリア、避難経路を避難訓練などで従業員に周知。感染症・事業所の消毒、従業員の手洗い、マスクの着用等の徹底。 |
| 従業員の安否確認方法 | 発災直後／国内感染者発生後 | 震災・災害用伝言ダイヤル「171」や「災害用伝言板」の利用方法を従業員に周知。・LINE等を活用した安否確認のルールを設定。感染症・体調不良の従業員の出勤停止や交代勤務規定の整備。・出勤前の検温の励行。 |
| 設備の緊急停止方法 | 発災直後 | ・緊急時の機器停止手順の周知・確認。 |
| 顧客への対応方法 | 発災直後／国内感染者発生後 | 震災・顧客への避難場所の周知、誘導体制の確立。感染症・従業員から顧客へ手指消毒、マスク着用を要請するルールの設定。 |
| ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 災害対策本部の立ち上げ | 発災後1時間以内／社内感染者発生後 | 震災・感染症共通・災害対策本部の本部長は代表取締役とし、本部長不在の場合は、他の役員が本部長となるなどのルールの設定。 |
| ３ | 被害状況の把握被害情報の共有 | 被災状況や感染者発生による営業活動への影響の確認当該第一報を顧客及び取引先並びに地元の町当局、商工団体及び保健所等に報告　 | 発災後12時間以内　／　社内感染者発生後 | 震災・感染症共通・被害情報の確認手順の整理・被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等・感染者発生を報告するための連絡先の整備、取引先等へ報告方法、自社HP掲載の仕方等の確認・濃厚接触者の特定方法の整理 |
| ４ | その他の取組 |  |  |  |

 |

（２）事業継続力強化に資する対策及び取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A | 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備 | ＜現在の取り組み＞・現在、具体的な対策は行っていない。＜今後の計画＞・事業所から5km圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。・出勤できない従業員が発生した時のために、顧客や業務内容毎に簡易なマニュアルを作成し、従業員同士で閲覧可能な状態にする。・地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入する。 |
| B | 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入 | ＜現在の取り組み＞・現在、具体的な対策は行っていない。＜今後の計画＞・早期の電力確保のため、事務所の自家発電機の導入について検討をすすめる。・揺れによる店内装飾などが落下しないように、ボルトでの締め付け、ワイヤーなどでの補強を実施する。・マスクや消毒液等、衛生用品を平時から備蓄しておく。 |
| C | 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保 | ＜現在の取り組み＞・現在、火災保険、地震保険に加入している。＜今後の取り組み＞・地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、メイン銀行の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションをとる。 |
| D | 事業活動を継続するための重要情報の保護 |  |

（３）事業継続力強化設備等の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■商工会 |
| 住所 | ■県■町■ |
| 代表者の氏名 | 会長　■■ |
| 協力の内容 | ・大規模な地震や感染症の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。・地震や感染症に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。・事業継続に関する情報共有体制を構築する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |   |
| 住所 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 協力の内容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 住所 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 協力の内容 |  |

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

|  |
| --- |
| 代表取締役の指揮のもと平時の取り組みを実施する。本計画の内容について取締役、全従業員に周知を行った後、教育の一環として毎年一回(9月の防災の日前後を予定)以上、本計画の訓練を行い、進捗状況及び問題点を確認する。また本計画の内容について社内掲示を実施し、さらなる実効性の確保のため、本計画の見直しを年一回(9月の訓練時を予定)以上を目安に行う。 |

４　実施時期

■年■月～■年■月

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✔ |

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |  |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 |  |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格